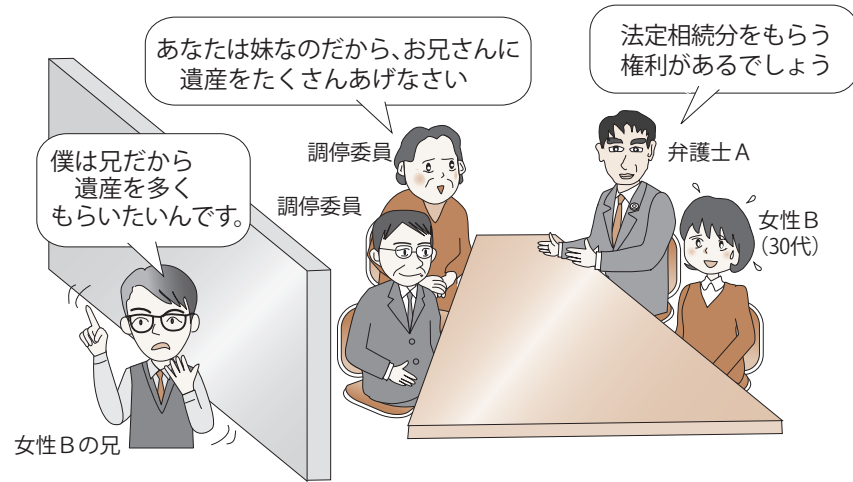


## 第九章 調停力

### 第一節 調停風景

- 一 ある遺産分割の調停事件
- 二 調停委員
- 三 多くの調停委員

## 第一節 調停風景



調停は、権利の存否やその内容に争いがある当事者間で、お互いの権利や言い分を譲歩し合い、解決するという点では裁判所とする和解と同じですが、ここでは、裁判官が関与するのではなく、調停委員が関与します。

簡易裁判所とする民事調停や、家庭裁判所とする家事調停が一般にはよく知られています。

ここで言う調停力とは、和解力のところで述べたものと同じく、調停で依頼人に損をさせない力、ということが出来ます。

調停は、裁判官が進める和解より、危険度は大きくなります。

次に、この危険度を実際の調停事件で見えます。

## 一 ある遺産分割の調停事件

ずいぶん前の話です。

A 弁護士のところに 30 代の女性 B が法律相談に来ました。

B は、A 弁護士に、家庭裁判所で、父の遺産をめぐって兄と遺産分割の調停をしているが、調停委員から、兄が納得しないとの理由で、「あなたは妹なのだから、お兄さんに遺産をたくさんあげなさい。」

と言われて、法定相続分の半分ももらえないような調停案を示されて困っている、と訴え、A 弁護士に代理人になることを委任しました。

そこで、A 弁護士は、その次の調停期日に B と一緒に裁判所へ行きました。

調停委員 B さん、考えていただきましたか？

A 弁護士 B さんは、法定相続分の権利を主張しますので、調停委員さんの提案は受け入れられません。遺産分割の案を再検討していただけますか？

調停委員 それは困りましたね。そんなことを言われると調停はまとまりませんよ。

A 弁護士 結構ですよ。調停がまとまらなければ、裁判官に審判をしていただければ良いのですからね。

調停委員 (怒った表情で) ここは調停の席ですよ。法律の話をしているのではありませんよ。人には人の常識ってものがあるでしょう。B さん！お兄さんに世話になっているのでしょうか。人として、妹として譲るべきじゃないのですか！

A 弁護士 調停委員さん。お言葉ですけどね。B さんが法定相続分の請求をすることが常識に反するとは思いませんけどね。また、家庭裁判所で遺産分割の調停をするのに、法律の話ではない、はないでしょう。言い過ぎじゃないですか。

B 私は、自分の権利を放棄しなければならない程、兄の世話にはなっていません。

調停委員 だって、お兄さんは、あなたの面倒をみたと言っていますよ。あなたはお父さんから大学にも行かせてもらったじゃないですか。

B 兄とは仲良くやってきたと思いますが、金銭的な支援を受けたことはありませんし、とくに世話になったとも思っていませんけど……。また、父から大学を卒業するまで支援を受けたことは事実ですが、その点は兄も同じですけど……。

調停委員 でもお兄さんは……。

A 弁護士 調停委員さん、やめてもらえませんか。ここは裁判所ですよ。裁判所で、遺産分割の調停をしているのですよ。遺産分割の調停である以上、兄妹のそれぞれの権利は法的にどのように定められているのか、ということを考えてもらいたいですね。兄には寄与分がある、とか、妹は生前贈与を受けている等の、兄が妹より多くの遺産を分割してもらえる理由があるのなら、ご説明下さい。法的に理由があると判断すれば、Bさんも、納得し、譲りますよ。そうではなく、単に妹だからという理由で譲歩を求めるやり方は、調停委員さんの、妹はかくあるべしという倫理観の押しつけとしか考えられませんね。年下の者は年長者に、あるいは女性は男性に、権利の一部を譲るべし、という倫理があるとは思えませんが、仮にあるとしてもですね、倫理をもって権利のない者が権利のある者に要求する根拠にすることはできないはずですよ。

調停委員 ……。

この事件は、時間はかかりましたが、Bさんの納得できる内容で調停がまとまりました。

この件のお兄さんも、調停が不調になれば、裁判官が審判で法律に基づき遺産分割をすること、そこでは、兄であることが遺産を多くもらえる理由にならないこと、妹であることが遺産の分け前を減らす理由にならないことを理解し、自分の主張を大幅に譲ったからでした。

この件のBさんは、A弁護士のおかげで自分の権利を確保することができましたが、すべての調停事件で、当事者の法律上の権利が守られる保証はありません。

では、何故、調停委員は、権利を侵害するような調停を勧めるのでしょうか？

そこで、調停委員について、簡単に述べてみます。

## 二 調停委員

弁護士が調停委員になることもありますが、多くの調停委員は、弁護士でない方です。

調停委員は、豊かな社会経験、しかも、その人が意識をしないとしないに関わらず、多くの人を教え、育て、導いた経験を積まれていますので、経験を通じて得た知識やそこから生まれる知恵は、たいへん貴重なものがあります。

離婚事件等での調停委員の話を聴きますと、夫婦が離婚の危機に陥るより前の段階で、欲を言えば結婚生活を始めた当初に、このような方と出会っておれば、この夫婦はもっと仲良く円満に夫婦生活を送ることが出来たのではないか、と思えることがしばしばあるのです。

それほど調停委員には見識と指導性があるのですが、その見識や指導性を生んだ調停委員の<sup>ろうこ</sup>牢固たる信念や人生哲学が、ときに、法律の規定と一致しないこともあり、一項で述べたような情景が生ずるのです。

上記事件では、妹さんの法律上の権利は守られましたが、調停委員の見識が、結果的に、権利ある者の権利を奪っている場合も、あるのではないかと思います。

なお、調停委員が、家庭裁判所や簡易裁判所でしている家事調停や民事調停の場で、「道義的」「誠意」「常識」という言葉を使って、利害の対立する当事者間で、円満な解決を試みることは許されています。

許されている、と言うより、それが調停委員の本来の役割である、と言って良いでしょう。

法律は万能ではありません。

世の中には、杓子定規な法律では解決が困難な紛争、というものは無数にあるのです。

ここでは、生硬で融通が利かない法律でなく、常識に富んだ、社会経験豊富な調停委員の「常識」による解決の方が、当事者間に円満な解決

が図れることが多いのです。

そこで、利害の対立する当事者間で、法律を基準にすれば、調停委員の「常識」や調停委員の考える「社会通念」に照らして不当な結果になる、と調停委員が判断するときは、調停委員による、法によらない解決の提案は許されることになっているのです。

しかしながら、この調停委員の解決の提案は、当事者が、その「常識」や「社会通念」を自発的に受け入れて初めて生きるものなのですから、調停委員による解決は、当然、当事者の納得と同意が前提になります。

当事者本人が法的権利を請求する意思を明らかにしているときに、調停委員が、その権利の全部または一部を放棄することを強く求めることまで許されているわけではありません。

### 三 多くの調停委員

権利の放棄を強く迫る調停委員は例外的な調停委員です。多くの調停委員は、当事者の権利を知り、これを守ることを当然としています。私が調停委員をした事件で、申立人の代理人である弁護士が法定相続分を大きく越える遺産分割を要求した際、私と一緒に調停委員をした方が、その弁護士に対し、「先生！ 弁護士がそんな無茶な要求をしてもいいんですか？」と諭していましたが、これが普通の調停委員です。